

堂島法律事務所ウェビナー

第31回 発信者情報開示の実務

講師：弁護士 佐々木 崇人（弁護士法人イノベンティア）

開催日時：2026年6月17日（水）15時00分～15時30分

堂島法律事務所ウェビナー第31回は、2026年3月まで堂島法律事務所に在籍し、同年4月以降は弁護士法人イノベンティアに在籍している佐々木崇人弁護士を講師に迎え、弁護士法人イノベンティア・堂島法律事務所ジョイントセミナーとしてお送りします。

インターネット上の誹謗中傷や権利侵害への対処として、発信者情報開示制度の重要性が高まっています。令和3年改正による情報流通プラットフォーム対処法（情プラ法）の施行により、開示命令・提供命令・消去禁止命令という新たな手続が整備され、従来の二段階手続に比べて迅速な発信者特定が可能となりました。

本セミナーでは、制度の基礎（インターネットの通信構造、開示対象情報、開示要件）を整理したうえで、開示命令・提供命令を活用した標準的な手続の流れや、MVNO多層構造への対応、外国法人が運営するSNSを相手とした仮処分の活用など、実務上の重要ポイントを解説します。また、「侵害関連通信」の範囲が問題となった最高裁令和6年12月23日判決についても取り上げ、実務への影響を解説します。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_G2TtfEVuTs0Vc0_B9ICYdg

